

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ448,504,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		4,181,348	149,000	4,330,348
	1 負担金	4,181,348	149,000	4,330,348
16 国庫支出金		72,332,822	39,420	72,372,242
	2 国庫補助金	20,214,812	39,420	20,254,232
17 県支出金		15,280,373	508,689	15,789,062
	2 県補助金	4,001,223	508,689	4,509,912
20 繰入金		8,462,656	107,470	8,570,126
	2 基金繰入金	8,082,923	107,470	8,190,393
21 繰越金		1	71,275	71,276
	1 繰越金	1	71,275	71,276
22 諸収入		30,563,029	3,000	30,566,029
	3 貸付金元利収入	22,730,811	3,000	22,733,811
23 市債		58,982,700	82,900	59,065,600
	1 市債	58,982,700	82,900	59,065,600
歳入合計		447,543,017	961,754	448,504,771

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		43,618,236	101,637	43,719,873
	1 総務管理費	23,283,270	101,637	23,384,907
3 民生費		158,766,952	504,798	159,271,750
	2 障害者福祉費	26,425,948	262,875	26,688,823
	3 老人福祉費	15,422,843	71,082	15,493,925
	4 児童福祉費	62,374,455	170,841	62,545,296
4 衛生費		44,370,499	16,180	44,386,679
	3 環境対策費	1,637,859	16,180	1,654,039
5 労働費		514,769	89,703	604,472
	1 労働諸費	514,769	89,703	604,472
6 農林水産業費		1,286,156	159,254	1,445,410
	1 農業費	1,286,156	159,254	1,445,410
7 商工費		16,165,653	28,228	16,193,881
	1 商工費	16,165,653	28,228	16,193,881
8 土木費		81,052,824	48,692	81,101,516
	2 道路橋りょう費	14,279,565	31,100	14,310,665
	4 都市計画費	27,494,715	12,292	27,507,007
	6 土地区画整理費	23,097,705	5,300	23,103,005
10 教育費		36,402,480	13,262	36,415,742
	1 教育総務費	6,271,987	13,262	6,285,249
歳 出 合 計		447,543,017	961,754	448,504,771

第2表

継 続 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 浦和美園 駅東口駅前 複合公共施設 整備事業	2,199,000	25	13,567
				26	1,787,058
				27	398,375

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自治振興 事業	756,800	普通貸借は 又証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。た だし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期間を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	769,600	(補正前に同じ。)		
障害者福 祉施設整 備事業	79,100		149,200					